

お客様各位

キャッシュカード支払機能の一部利用制限について

平素は淡路信用金庫をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

兵庫県をはじめ全国的にキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引き出す「キャッシュカード手交型詐欺」や、振込に不慣れな高齢のお客様をATMに誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」等が急増しており、今後も被害が拡大していくことが懸念されております。

こうした被害を未然に防止するため、下記のとおりキャッシュカードを利用したATMでのお取引を一部制限させていただくことといたしました。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

○ 1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引き下げについて

(1) 対象となるお客さま

キャッシュカードをお持ちの70歳以上のお客さまのうち、
過去3年以上、キャッシュカードによる出金をされたことがない口座のお客さま

(2) 制限の内容

当庫キャッシュカードを利用した1日の出金限度額を引き下げます。
(出金限度額を「10万円」とさせていただきます。)

(3) 開始日

2021年2月22日(月)より

○ ATM(キャッシュカード)振込の利用制限について

(1) 対象となるお客さま

キャッシュカードをお持ちの70歳以上のお客さまのうち、
過去3年以上、ATM(キャッシュカード)振込の利用がない口座のお客さま

(2) 制限の内容

当庫キャッシュカードを利用したATMでのお振込みができなくなります。
(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

(3) 開始日

2017年10月20日(金)より利用を制限させていただいております。

※上記のお客さまが制限の解除を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し付けください。

ご本人さま確認のうえ、お取引できるよう変更させていただきます。

以上